

令和5年度いじめ問題対策基本方針

新見市立新見第一
令和4年12月策定

いじめに関する現状と課題

○本校では、例年何件かのいじめ問題が起こっており、特にからかいや心ない言葉の投げかけ等からいじめにエスカレートしていく事例が多い。生徒の人権意識の高揚が課題となる。また最近では、スマートフォン・その他の通信機器を利用して情報交流を行う生徒が多く見られ、SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルが増加している。学校だけではなく、保護者・関係機関と連携しながら、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に取り組む必要がある。そのために組織だった取組と教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○全教育活動を通して「いじめは重大な人権侵害であり決して許さない」ことを徹底するとともに、じめはどの生徒にもどの学校にも起こりうることを認識し、教職員は保護者・関係機関と連携を図りながら、その未然防止・早期発見・早期対応そして再発防止に努める。
○生徒の豊かな情操と道徳心、自他の存在を相互に尊重しあえる態度を育てるため、教育活動を通じて道徳教育の充実を目指す。
○生徒一人一人の自己存在感を感じられる学校づくりを行い、学習規律や生活規律の定着を図る。
○生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や生徒・保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。
<重点となる取組>
・**SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめ認知感覚や対応能力向上のための教職員研修を適宜実施する。**
・**「人権週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。**

